

全日本消防人共済会役員を選任及び総代の選挙に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、生活協同組合全日本消防人共済会定款（以下「定款」という。）第19条第1項に及び第45条の規定に基づく役員を選任及び総代の選挙について必要な事項を定めるものとする。

第1章 役員を選任

(役員になる者)

第2条 理事は、組合員である消防団長等のうちから、総代会において選任する。

ただし、理事については、定款第19条第2項ただし書きにより組合員以外の者のうちから選任できる。

2 監事は、組合員である消防団長等及び組合員以外のそれぞれのうちから、総代会において選任する。

(役員候補者の推薦等)

第3条 役員候補者を推薦しようとする者は、役員選任を行う総代会の1週間前までに、文書でその旨を定款第28条に規定する会長（以下「会長」という。）に届け出なければならない。

2 役員候補者の推薦は、別表に定める各地区の代表世話人がそれぞれ1人ずつ推薦するものとする。

3 各地区の代表世話人は各地区において当該地区の総代のうちから選任するものとする。

4 会長は、第2項による各地区の代表世話人が推薦する者のほか、役員候補者を指名することができる。ただし、組合員以外の役員候補者を指名する場合は、前条第1項ただし書による理事及び同条第2項により組合員以外の者のうちから選任される監事の候補者を指名するものとする。

(役員を選任)

第4条 役員を選任は、会長が次期役員候補を一括して総代会に提案して議決を得る選任方式により役員を決定するものとする。

2 この場合、会長は第3条第2項の代表世話人から推薦のあった役員候補者及び同条第4項に定める会長が指名する役員候補者のうちから定款第18条に規定する定数の範囲内の者を役員候補者とし、理事会に諮った上で次期役員候補者を提出しなければならない。

(役員)の補充)

第5条 役員が欠けたときは、第3条及び第4条の規定により補充することができる。
補充された役員)の任期は前任者の残任期間とする。

第2章 総代の選挙

(総代となる者)

第6条 総代は、各選挙区において組合員のうちから、選挙により選出する。

(選挙区及び定数)

第7条 総代の選挙区及び定数は、各都道府県を職域とする別表の定めるところによる。

(総代選挙の管理)

第8条 総代の選挙は、生活協同組合全日本消防人共済事業規約第48条の規定により設置された支部の支部長が選挙長(以下「選挙長」という。)となり、選挙に関する事務を管理する。

(候補者の立候補の届出等)

第9条 総代に立候補しようとする者は、総代の任期満了の2ヶ月前までに、選挙区と立候補しようとする者の氏名を、文書で選挙区)の選挙長に届け出なければならない。

2 この場合、立候補しようとする者は、組合員である消防団長等10名の推薦人も併せて届けなければならない。

3 第1項の規定による届け出が行われない場合及び届け出た者が当該選挙区)の定数に満たない場合、支部長は支部内の総代に諮り総代候補者を指名することができる。

(一般選挙)

第10条 総代の任期満了に伴う一般選挙は、任期が終わる日の前30日以内に各選挙区)において、選挙の場所及び日時等を定めて行うものとする。

(投票)

第11条 選挙は、無記名投票によって行い、投票は1人につき1名单記による1票とする。

(選挙立会人)

第12条 総代選挙の選挙立会人は、2人とし、選挙長が選挙区の組合員のうちから選任する。

(投票の効力の決定)

第13条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聞いて、選挙長が決定する。

(当選人)

第14条 有効投票により、総代の定数に達する上位者を当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。

3 第9条の規定により届出又は指名のあった候補者が、その選挙すべき総代の数を超えないときは、投票は行わず当該候補者をもって当選人と定める。

(選挙区における選挙の報告)

第15条 支部長は、総代選挙を行う場合、その場所、日時を文書で会長に報告するものとする。

2 支部長は、総代選挙の結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(総代の補充)

第16条 総代が欠けたときは、第6条から前条までの規定により補充することができる。補充された総代の任期は前任者の残任期間とする。

(補則)

第17条 この規約の改廃は、総代会で決定する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成21年7月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規約の一部改正は、役員の定数の変更等についての生活協同組合全日本消防人共済会定款の一部改正について、消費生活協同組合法第40条第4項の規定に基づく

厚生労働省の認可を得た日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成 28 年 6 月 16 日から施行する。

別 表

地区名	都道府県名	総代数
北海道地区	北海道	5 名
東北地区	青森県	2 名
”	岩手県	2 名
”	宮城県	2 名
”	秋田県	2 名
”	山形県	2 名
”	福島県	3 名
”	新潟県	3 名
東京地区	東京都	4 名
関東地区	神奈川県	2 名
”	埼玉県	2 名
”	群馬県	2 名
”	千葉県	2 名
”	茨城県	2 名
”	栃木県	2 名
”	山梨県	2 名
”	長野県	3 名
中部地区	福井県	2 名
”	石川県	2 名
”	富山県	2 名
”	三重県	2 名
”	愛知県	2 名

”	静岡県	2名
”	岐阜県	2名
近畿地区	京都府	2名
”	大阪府	2名
”	兵庫県	3名
”	奈良県	2名
”	滋賀県	2名
”	和歌山県	2名
中国地区	鳥取県	2名
”	島根県	2名
”	岡山県	2名
”	広島県	2名
”	山口県	2名
四国地区	徳島県	2名
”	香川県	2名
”	愛媛県	2名
”	高知県	2名
九州地区	長崎県	2名
”	福岡県	2名
”	大分県	2名
”	佐賀県	2名
”	熊本県	3名
”	宮崎県	2名
”	鹿児島県	2名
”	沖縄県	2名
	計	104名